

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

上 申 書

—被告準備書面（8）における主張の補充について—

2025年9月29日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

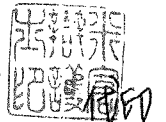
弁護士 福 田

護



弁護士 三 宅

弘



弁護士 米 倉 洋 子



外8名

第1 上申の趣旨

裁判所は、2025年9月24日付被告準備書面（8）に関し、被告に対し、少なくとも本書面「第3」に指摘する事項、その他裁判所が必要と考える事項について、被告の主張が明確になるよう、さらなる主張の補充を求めていただきたく上申する。

第2 上申の理由

裁判所は第7回口頭弁論期日において、被告に対し、本訴における根幹をなす事実全般について、主張の補充を求めた（第7回口頭弁論調書別紙2）。被告

は被告準備書面（８）の「第１」において、裁判所から求められた事項について主張の補充を行ったとする。しかし、原告からみても、その補充の内容は、裁判所の指示した事項に答えたとは到底評価できない箇所が多数見受けられる。これでは原告はこれまでと同様、不明確な被告の主張に対する求釈明を繰り返さざるを得なくなる。

そこで、原告として未だ被告準備書面（８）の検討が十分とはいえないが、この時点で、原告において特に被告の主張が不十分であり、かつ重要と考えるいくつかの問題点を指摘し、裁判所から、被告に対し、さらなる主張の補充を求めていただくことが、今後の訴訟進行上、必要であると考えます。

原告としては、少なくとも、以下「第３」に記載する事項について被告の主張を明確にしていだかないと、本件における基本的な争点が明確にならないと考える。

第３ さらなる主張の補充・明確化を必要とする事項

１ 「不存在を理由とする不開示決定の処分行政庁ごとの主張」について

被告は、裁判所から、文書不存在の主張について、「文書の作成・保存義務の主体が誰であるか」を明らかにすることを指示されていた（第７回口頭弁論調書・別紙２の１(1)）。

しかし、被告は、文書作成義務を負う主体は、「内閣官房の各職員」（被告準備書面(8)8頁）であり「内閣府の各職員」（同13頁）であるとしながら、本件で当該義務の主体として問題としなければならない菅内閣総理大臣（当時）と杉田内閣官房副長官（同）については、「内閣総理大臣が、仮に内閣府の所管する行政事務である令和２年改選に関して行政文書を作成又は取得した場合、……」（被告準備書面（８）10頁）、「内閣官房副長官についていえば、……仮に行政文書を作成した場合、……」（同）などと、「仮」の主張しか述べていない。

言うまでもなく、裁判において、「仮」の主張は予備的主張では許されても、

主位的主張では許されない。被告は、「文書の作成・保存義務の主体」に関する文書不存在の主張について、裁判所が指示した事項に答えていない。

被告は、裁判所の指示に従い、菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官について、「仮に」ではなく事実として、「文書の作成・保存義務」に関する事実を明らかにしなければならない。

具体的には、菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官が、それぞれ、文書の作成・保存義務を負う主体なのか、文書を作成したのか、取得したのか、などの基本的事実を明確に主張することが不可欠である。

2 「令和2年改選に係る行為」について

被告は、裁判所から、「令和2年改選に係る事務において、誰が、いつ、どのような行為をしたのか、整理して主張されたい」、「例えば、本件総合調整事務について、杉田副長官が、……いつ頃、誰との間でどのような内容の総合調整事務を行ったのか」、「杉田副長官のほかに、本件総合調整事務に関与した職員はいないのか」、さらに「推薦よりも前の事実経過」についても、説明すべきことを指示されている（第7回口頭弁論調書・別紙2の1(2)）。

しかし、被告は、杉田副長官の本件総合調整事務について、令和2年改選に係るどのような情報をいつ取得したのか、情報を取得した時点から「いつ頃、誰との間でどのような内容の総合調整を行ったのか」、第2事件原告ら6名を外す旨の意思決定に至る経緯がどのようなものだったのか、等に関する事実を全く説明していない。

また、上述1のとおり、本件総合調整事務に関する行政文書の作成・取得に関する事実も説明していない。

さらに、「杉田副長官のほかに、本件総合調整事務に関与した職員はいないのか」については、「内閣官房において、……杉田内閣官房副長官のほかに、これ〔本件総合調整事務〕に関与した職員がいる事実は把握していない」（同準備書面21頁）

と、職員の有無を不明なままにしている（内閣府については、「本件総合調整事務を実施した職員はいない」（同 20 頁）と断言されているのと対照的である）。

加えて、会員推薦以前の時期である 2020（令和 2）年 4 月から 8 月末までの期間については、日本学術会議側の手続や経緯について述べるのみで（同準備書面 22 頁）、菅氏（当時は官房長官）と杉田副長官の行為が説明されていない。まったく行為がなかったのであれば、被告はそのように事実を説明しなければならないし、何らかの行為があったのであれば、それが「任命権者側」の行為として行われたのか、それとも本件総合調整事務として行われたのかも、説明しなければならない。

とりわけ、2020 年 6 月 12 日の段階で任命拒否された第 2 事件原告 6 名がすでに特定されていたことが明らかとなっているが（甲 A 65 号証）、このことについて、誰が、いつ、どのような行為をしたのかの事実経過の説明は必須である。

以上のとおり、被告は、裁判所の指示に従って、菅内閣総理大臣・杉田内閣官房副長官およびその他の職員の「令和 2 年改選に係る行為」について、「推薦よりも前の事実経過」を含めて事実を説明しなければならない。

3 「令和 2 年改選の任命についての文書」について

被告は、裁判所から、「甲 A60 など」「甲 A60 を中心とした各文書」の作成・保存といった被告の主張について、「甲 A60 のほかに何があるという主張なのか」を説明すべきことを指示されている（第 7 回口頭弁論調書・別紙 2 の 1(3)）。

しかし、被告が会員任命事務に関する文書を管理すると主張する内閣府が作成・保存を主張する文書は、2020 年 8 月 31 日の会員候補者推薦から同年 9 月 28 日の 99 名任命決裁文書に至る期間の文書に限られており（同準備書面 23 頁）、実質的な「意思決定に至る過程」の期間の文書は作成・保存の対象外とされている。

また、8 月 31 日から 9 月 28 日の期間の文書についても、実質的な判断および意思決定に関する文書は作成・保存の対象外とされている。

以上の点は、必ずしも裁判所の指示には含まれていないが、「推薦よりも前の事実経過」を含めて、実質的な判断および意思決定に関する文書の作成・保存について被告が説明を行うことは、本件の事案を明らかにする上で不可欠である。よって、被告は、上記の作成・保存に関する事実を説明しなければならない。

4 「想定問答等」について

被告は、裁判所から、「想定問答や答弁書案等について、内閣府において作成したのか否か」、および当該文書を作成した場合について「本件の対象文書該当性」と「誰が（どの部局の職員が）作成し、誰が（どの部局において）管理しているのか」を説明すべきことを指示されている（第7回口頭弁論調書・別紙2の1(4)）。

ところが被告は、想定問答や答弁書案等を内閣府大臣官房人事課において作成・管理していることを認めた上で、これらは「令和2年の日本学術会議会員の任命に関して作成した文書ではない」との理由で、「本件の対象文書に該当しない」と主張した（(被告・準備書面(8)10頁)23頁）。

しかし、上記の想定問答や答弁書案等は、情報審査会の答申も認めるとおり（甲A37）、当然に本件情報公開請求の対象文書に含まれるのであって、被告の上記主張は、「本件の対象文書該当性」について裁判所が求める説明を回避しようとするものである。

よって、被告は、裁判所の求めに応じて「本件の対象文書該当性」に関する説明をしなければならない。

5 「探索の範囲」について

被告は、裁判所から、電子文書と紙文書について、探索の範囲を明らかにすることを求められている（第7回口頭弁論調書・別紙2の1(5)）。

これに対し、被告準備書面(8)は、担当職員と職員個人が担当の執務室等にある電子機器類や机・書庫・書棚を探索したと説明するのみで、各請求対象文書は発

見されなかった旨を主張している（11 頁、16 頁、19～20 頁、23～29 頁）。きわめて不十分な探索という他ないが、ここでは以下の点について、明確な主張を求めたい。

まず、探索のためには、何より、菅・杉田両名に事情聴取して、文書の作成・保存に関する事実を確認しなければならないはずであり、また両名が使用した机・書庫・書棚・電子機器類を特定して探索しなければ本件における探索の目的を充足することはできないはずであるが、そうした基本的なことを行ったのか、行っていないのかは、明らかにされるべきである。

また、被告準備書面(8)は、「いつ」探索したのかを明らかにしていない。この点は、探索者と探索の対象を左右することになる。たとえば、探索の実施が 2021 年 10 月 4 日以前であれば、菅内閣総理大臣と杉田副長官も「職員」として自分の電子機器と机・書棚等を探索したことになる。同日以降であれば、菅・杉田両名の退任にともなう移管文書・移管機器類も探索の対象としなければならない。内閣総務官・内閣府大臣官房長等の人事異動についても同様である。探索を行ったと主張するのであれば、その日時が特定されなければならない。

裁判所が文書の探索に関する判断基準を示したと考えられる東京高判 2010（平成 22）年 9 月 29 日判例時報 2142 号 3 頁に照らし、被告は本件における、あるべき探索の方法をどのように考えたのかについても、主張の補充を求めたい。

被告の主張の補充が不十分と考えられる事項は以上の点に限らず多数あるため、原告はこの上申書にとどまらず、今後も問題点を指摘していきたいと考えているが、裁判所は、本件における主張の整理のため、少なくとも以上の点を含めて、被告に対し、さらなる主張の補充を求めていただきたく、上申するものである。

以上